

最終改正:

改正内容:平成20年7月15日訓令甲第2号 [平成20年7月15日]

○函南町広告掲載基準

平成20年7月15日訓令甲第2号

函南町広告掲載基準

（趣旨）

第1条 この基準は、函南町広告掲載要綱（平成20年函南町告示第69号）第3条第2項に規定する基準として、定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとするほか、広告表現における禁止表現及びユーザビリティを保持するためにこの基準を定めるものとする。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第2条 函南町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（個別の基準）

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、町長は、別途基準を作成することができる。

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種及び事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法及び社会更生法による再生・更正手続き中の事業者
- (9) 法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（掲載基準）

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 社会通念上適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）又は根拠のない表示若しくは誤認を招くような表現  
例:「世界一」「一番安い」等
- イ 射幸心を著しくあおる表現  
例:「今が・これが最後のチャンスです（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかないものが行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

（ホームページに関する基準）

第6条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

(バナー広告に関する基準)

第7条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意志に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」など操作手順を模した表現
  - (2) アラートマークを模した表現
  - (3) ラジオボタンを模した表現
  - (4) テキストボックスを模した表現(入力できるように見えるもの)
  - (5) プルダウンメニューを模した表現(下に選択肢があるように見えるもの)
  - (6) GIFアニメ、Flashなど
- 2 次の表現については、利用者が町のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。
- (1) 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
  - (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が函南町の事業であると錯誤しやすいもの
- 3 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の回りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- 4 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

この基準は、平成20年7月15日から施行する。

---